第九条	第七条第一項第六号	住所を証する情報（住所について変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する情報を含む。以下この条において同じ。）	事業性融資の推進等に関する法律行令第十七条第七号
		当該住所	住所について変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する情報
第十条	法第十八条第一号	当該住所	当該住所について変更又は錯誤若しくは遺漏があったこと
第十五条	法第十八条第二号	第七条第一項第一号ロ	準用不動産登記法第十八条第一号
第十七条第一項	第七条第一項第一号ロ	第七条第一項第五号ハ若しくは第六号	事業性融資の推進等に関する法律行令第十七条第一号ロ
第十九条第一項	第七条第一項第五号ハ若しくは第六号	法第二十五条第十三号	事業性融資の推進等に関する法律行令第十七条第六号若しくは第七号
第二十条	法第二十五条第十三号	不動産	準用不動産登記法第二十五条第十三号
第二十条第一号	不動産	表題部所有者又は登記名義人となる者（別表の十二の項申請情報欄ロに規定する被承継人及び第三条第十一号ハに規定する登記権利者を除く。）	債務者
第二十条第二号	表題部所有者又は登記名義人となる者（別表の十二の項申請情報欄ロに規定する被承継人及び第三条第十一号ハに規定する登記権利者を除く。）	一個の不動産	企業価値担保権者となる者
第二十条第四号	一個の不動産	登記（承役地についてする地役権の登記を除く。）	債務者の事業性融資の推進等に関する法律第七条第一項に規定する総財産
第二十条第六号	不動産	法第十九条第二項	登記
	法第十九条第二項	不動産	債務者
第二十条第七号	不動産	登記名義人	準用不動産登記法第十九条第二項
第二十二条第一項	登記名義人	法第百五十七条第二項	企業価値担保権者
第二十三条及び第二十四条第一項	法第百五十七条第二項	法第百五十七条第二項後段	準用不動産登記法第百五十七条第二項
第二十四条第二項	法第百五十七条第二項後段	法第百五十六条第一項	準用不動産登記法第百五十六条第一項後段
第二十五条	法第百五十六条第一項		準用不動産登記法第百五十六条第一項

		不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）	事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二百二十三条において準用する不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）
		不動産登記法第百五十七条第二項	事業性融資の推進等に関する法律第二百二十三条において準用する不動産登記法第百五十七条第二項
		不動産登記令	事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和七年政令第二百四十三号）第十五条において準用する不動産登記令
第二十六条		法第十六条第二項	準用不動産登記法第十六条第二項

（登記識別情報の提供に代わる措置）

第十六条　法第二百二十三条において読み替えて準用する不動産登記法第二十二条の申請人は、同条ただし書に規定する登記識別情報を提供することができないことにつき正当な理由がある場合には、同条ただし書に規定する登記識別情報の提供に代わる措置として、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一　電子情報処理組織（法第二百二十三条において準用する不動産登記法第十八条第一号に規定する電子情報処理組織をいう。第三号において同じ。）を使用する方法又は法務省令で定めるところにより申請情報（同条に規定する申請情報をいう。以下この節及び別表において同じ。）の全部を記録した磁気ディスクを登記所に提出する方法により登記を申請する場合（同号及び第四号に掲げる場合を除く。）　登記義務者の代表者又は代理人（委任による代理人を除く。）が電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下この項において同じ。）を行った申請情報に当該電子署名に係る電子証明書（電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）であって法務省令で定めるものを併せて提供する措置

二　申請情報を記載した書面（法務省令で定めるところにより申請情報の一部を記録した磁気ディスクを含む。）を登記所に提出する方法により登記を申請する場合（第五号に掲げる場合を除く。）　申請情報を記載した書面に当該書面に記名押印した登記義務者の代表者又は代理人（委任による代理人を除く。）の印鑑に関する証明書（登記官が作成するものに限る。第四号ロ及び第五号ロにおいて同じ。）を添付する措置その他の法務省令で定める措置

三　委任による代理人によって、電子情報処理組織を使用する方法により登記を申請する場合　第一号に定める措置及び登記義務者の代表者又は代理人（委任による代理人を除く。）が電子署名を行った当該委任による代理人の権限を証する情報に当該電子署名に係る電子証明書であって法務省令で定めるものを併せて提供する措置

四　委任による代理人によって、法務省令で定めるところにより申請情報の全部を記録した磁気ディスクを登記所に提出する方法により登記を申請する場合　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ　当該申請情報の全部を記録した磁気ディスクに当該委任による代理人の権限を証する情報を記録した磁気ディスクを併せて提出する場合　前号に定める措置

ロ　当該申請情報の全部を記録した磁気ディスクに当該委任による代理人の権限を証する情報を記載した書面を併せて提出する場合　第一号に定める措置及び当該委任による代理人の権限を証する情報を記載した書面に当該書面に記名押印した登記義務者の代表者又は代理人（委任による代理人を除く。）の印鑑に関する証明書を添付する措置その他の法務省令で定める措置